

## [事案 24-5] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

加入時に、募集人に説明義務違反があったとして、契約を取消し、払い込んだ保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 14 年 2 月に妻の知人である募集人から勧められ、3 年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に加入した。加入にあたり、募集人から「80 歳まで死亡保険が 3000 万円支払」との説明を受けたが、実際にはこの保障内容を維持しようとするれば保険料が増額し、保険料を維持しようとするれば保険金額を 400 万円に減額する必要があるというものであった。契約時にはこのような説明は受けていないので、契約を取消し、払い込んだ保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約申込みに際し、特約の保険期間、更新後の特約保険料の試算については「ご提案設計書」を用いて説明していることに加え、契約申込時に交付した「ご契約のしおり」や「特に重要なお知らせ」には、更新後の保険料が新たに設定され、それが一般に更新前に比べ高くなることも明記している。
- (2) 契約締結後にも、募集人が毎年申立人に「ご契約内容の概要」等を提供しており、そこには保険期間や更新日などを明記しているうえ、「ご契約内容の概要」には、すべての更新対象特約を更新した場合の更新後の払込保険料の見込額も明示している。
- (3) その他、募集人に誤解を招くような説明や対応は見受けられない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、ア) 消費者契約法 4 条 1 項 1 号の不実告知による取消、あるいは民法 96 条の詐欺による取消、イ) 消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知による取消、あるいは民法 95 条の錯誤による無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### (1) ア) について

- ① 本契約の特約は全て定期保険であり、特約期間は 10 年間（70 歳まで）となっており、契約の勧誘に当たって交付される設計書は、機械的に数字が打ち出されるものであるため、保険期間の記載及び更新後の保険料の記載があったものと推測される。
- ② そうであるとすれば、募集人が設計書を見れば直ちに虚偽であることが判明するような事実を告げたとは一般的には推測できない（申立人は、設計書の交付の有無につい

ては何ら言及していないものの、保険募集をするにあたり、保険の内容を記載した設計書の提示、交付がなければ説明は困難であることから、特別の事情の無い限り設計書の交付があったものと推測できる)。

- ③募集人が「80歳まで保障されます。」との趣旨を述べたことは推測されるが、それは定期保険（特約も同じ）ごとに更新可能年齢が定められており、本契約はこれが80歳まで可能とされていることを意味するに留まり、この説明が直ちに更新後の保険料の増額がないことを意味するものでないことは明らかである。
- ④従って、申立人において特段の証明がない本件において、募集人が虚偽の説明をしたと認定することはできず、消費者契約法による取消、あるいは詐欺による取消は認められない。

(2) イ) について

- ①保険会社には重要事項を説明する義務があるが、この重要事項を全て募集人が口頭で説明するまでの義務はない。更新後の保険料が増額するのは一般人に広く知られていることであり、このような事実は書面に記載すれば足り、設計書には前記のとおり更新後の保険料が増加することを具体的に記載してあり、また「特に重要なお知らせ」にも記載されていることから、説明義務違反とはいえない。
- ②申立人は、申立契約締結にあたり、70歳時に特約を更新しても保険料は増額しないとの錯誤に陥っていたと主張しているが、「設計書」には、同一保障内容で更新する場合の申立契約の保険料が示されており、また、「約款」には、「同一内容で更新される場合、更新後の特約の保険料は更新前の保険料よりも通常高くなります」と記載されているため、申立人が契約締結にあたり錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。
- ③仮に申立人が、申込みの際に「設計書」、「約款」、「特に重要なお知らせ」といった契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、「設計書」等を読めば、保険料が増額することは、わずかな注意によって容易に知り得ることから、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価でき、よって、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法96条（詐欺又は強迫）

第1項 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

消費者契約法 第4条

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来

において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。